

法務・検察行政刷新会議（第2回）

議事録

第1 日 時 令和2年8月6日（木） 自 午後 3時05分
至 午後 5時05分

第2 場 所 法務省20階第1会議室

第3 議 題 1 議事の公表等の在り方について
2 第1回会議における委員等からの要望事項についての追加説明等
3 検討すべき具体的事項についての意見交換
4 その他

第4 議 事 (次のとおり)

議 事

○保坂事務局 ただいまから法務・検察行政刷新会議の第2回会議を開催いたします。

座長、お願いします。

○鎌田座長 本日は、皆様大変お忙しい中、御出席賜りまして誠にありがとうございます。

まず、本会議の開催に当たりまして、森法務大臣から御挨拶を頂きます。

大臣、よろしく申し上げます。

○法務大臣 皆様、こんにちは。お忙しい中、お時間を割いて参加を頂き、ありがとうございます。

オフラインで参加をしていただいている皆様と、それからオンラインでこちらの方にたくさんの方々に御参加を頂いておりますが、法務・検察行政刷新会議第2回ということで、ありがとうございます。

この会議は第三者会議でございますので、法務大臣である私が御意見を賜ること、委員の皆様から国民目線で御意見を賜ることを何より重要視しておりますので、第三者性というところを重視し、議題についても、今日委員の先生方から御意見を頂いて決めるということでもありますし、公開原則についても、議事録は全て公開をするということになっておりますが、それ以上の公開性を持たせるということ、委員の皆様方の中で御意見を頂いて話し合っ、この後決定するという、本当に楽しみにしております。

委員の先生方の選定も、一部、私の旧知の方がほとんどと言われまして、委員の先生方が、「えっ、では、俺以外全員大臣の知り合いか」と思っていらっしゃるか、不安に思っていらっしゃるかと思うので言いますけれども、ほとんどの方が旧知の方ではありません。私がいろいろな御相談をして紹介を頂いたり、それから、新聞記事に投稿していただいた、この間の問題についての御意見を見てお願いを申し上げたりした方々でございますので、公正公平に、そして国民目線で御意見を頂くものと期待しております。

議題については、私から前回、冒頭発言で御説明したのが、もう議事録になってホームページに公開をされておりますが、その中でも、申し上げましたとおり、政治と検察の距離の問題など含めて、法務大臣に対して御批判、御指摘、御意見をぶつけてください、私から示したテーマに拘泥されず、聖域なく何でも御意見くださいと申し上げておりますとおり、本日も委員の皆様方からたくさんペーパーが提出されていて、議題についての御意見がたくさん出ておりますので、期待をしているところでございます。

「政治と検察の在り方について取り上げないんですか？」と、先日、記者さんが私に取材に来てくださったんですが、「あれ、この間の冒頭、カメラ撮り来なかったの？」って言ったら、「いたんですけど。」って言って、やはり聞き逃してしまうこともあると思いますので、本日もう一度申し上げたわけなんですけれども、国会の答弁のときも申し上げましたとおり、殊、検察の人事に限っては、全て事務方トップである事務次官が法務大臣室に、私の元へ持ってきたものは、黒川さんのものも含めて、私は全てオーケーとしてきました。本日も、今日はたくさん、両手ぐらいの検事さんの人事ありましたけれども、全て了としております。ひっくり返したり、止めたり、反対したことは、一度もございません。

と申しますのも、私は、検事さんのことをほとんど知りません。同じ職場でこれまで一緒に仕事をし、また幹部として育ててきた、よく知っている組織である検察や法務省幹部の皆

様方を信じて、この人事をしているところなんです、政治との距離や政治の圧力という御指摘を頂いておりますので、私としても、有識者の皆様方の御意見を承りたいところなんです。法務大臣というのはどのようにふるまうべきなのか、私のように、全て事務方を信じて事務方の人事をしてきましたが、どのようにすることが、つまり検察の独立と民主的統制のバランスを取ったという形になるのか。検察というのは独立してしっかりと捜査をしなければなりません。しかし、一方で、選挙で選ばれた国会議員から、法務大臣としてこちらに来ている、法務大臣からの民主的統制、これを実務に落とし込んだ場合に、どんなふうに行っていくのが、もっとよりよく国民にとって適切であり、分かりやすいのか、そういったことをこの会議で御議論いただけたらと思います。

もちろん、これは私の希望でございますので、それ以外の委員の皆様方の自由な御議論を期待したいところでございます。

勤務延長についても全く同様でございますし、処分、訓告処分についても、一部、法務官僚の方で厳しい処分を要求したけれども、政治の力で軽い訓告処分になったと報道をされましたが、これは逆でございます、そのプロセスについては、人事のプロセスは言うべきではないという法務省の中の考え方でもありますので、私はこれまで申し上げてこなかったです。しかも、法務省の中でいろんな議論をするときに、いろんな意見が出ます。実際は、私1人が最も重い処分を意見としては申し上げましたが、プロとしての法務官僚、検察出身の検事さんたちが、前例や人事の指針に基づいて意見を言ったことを聞いて、結局みんなで決めた処分です。決定をしたら、私は法務省の代表、トップである法務大臣として、皆で決めた訓告処分を外に向けて、この処分が最も私たちが適切と考えた処分ですと申し上げてきました。しかし、別の報道があったということで、最近になって、やはり法務省の内部からも、「大臣がああときにこう言った、ああ言った」という質問をされますが、皆さんが記事信じていらっしゃるんですね。ですので、私も、前回委員の皆様、委員の1人から指摘されましたが、事実と違うことがあったときには、私からも丁寧にこういった公の場で、皆さんの前で御説明することも、実際に国民の皆様を混乱させないための義務でもあるのかなと思っています。

委員の選定についても、様々言われておりますが、私が誰か1人の委員候補を降ろしたということもありませんし、委員の候補であったということもないと思います。この刷新会議については、全て公正公平に事務方の意見を聞いて、事務方と共に決定をしてきましたので、委員の先生方も御安心なさって、これからの議論が、中身について、国民にとって最もよい法務省、最もよい検察の制度が出来上がることを、それに注力をしていただくことを、心から望みたいと思います。

本日もどうぞよろしくお願いいたします。

○鎌田座長 法務大臣は、公務のためにここで退席なさいます。

どうもありがとうございました。

○法務大臣 よろしくお願いたします。

(法務大臣退室)

○保坂事務局 ここで報道関係者の方に退出いただきますので、しばらくお待ちください。

(報道関係者退室)

○鎌田座長 最初に出席状況ですが、本日は、富山和彦委員、小林りんオブザーバーは、所用

のため御欠席です。

前回の会議に御欠席でした山本隆司委員から、自己紹介を頂きたいと思います。山本先生、お名前、御所属、御専門等の自己紹介、よろしく願いいたします。

○山本委員 山本と申します。東京大学で行政法の教育研究に携わっております。どうかよろしく願いいたします。

○鎌田座長 ありがとうございます。

なお、山室恵委員は、一身上の都合により委員を辞任されることとなりました。後任の方をお願いするかどうかも含めて、対応については大臣と引き続き相談して検討をしていきたいと考えておりますので、決まりましたら、改めて御説明申し上げることといたします。

それでは、議事に移らせていただきます。

まず、議事の1番「議事の公表等の在り方について」、前回御議論いただいた内容を踏まえ、方針をお諮りしたいと思います。

前回の会議におきまして、議事の公表の在り方について、「会議自体は公開しないが、発言者名を明らかにした逐語の議事録を作成し、その議事録を法務省のホームページにおいて公表するとともに、本会議で用いた資料も法務省のホームページにおいて公表することを原則とする。」このようにお諮りいたしました。

そのこと自体には特段の御異論はありませんでしたが、この方法に加え、会議の議事を、報道関係者に対して同時中継して公開してはどうかという御意見もありました。そこで、事務局を通じて、本日の会議までの間に、委員等の皆様からお考えを伺った上、本日改めて議事の公表等の在り方につき、お諮りさせていただく次第です。

具体的には、原則として、発言者名を明らかにした逐語の議事録を法務省ホームページにおいて公表する、これに加えて、この会議の議事を別室に同時中継し、報道関係者の方々に対象に別室で議事の傍聴を認めるという方法により、議事を公開することを原則としたいと思います。

ただし、議事の傍聴に際しましては、モニターに映し出される様子を録音・録画するとか、あるいは直接インターネット上に動画配信するということは御遠慮いただくことといたします。その上で、御議論の状況に応じ、公表することが適切でない議事内容や資料がございましたら、その都度、例外的な取扱いの要否につき皆様にお諮りし、同時中継を中断するなどの措置を取らせていただきたいと思います。

また、この方法による場合には、議事の内容をリアルタイムで報道関係者の方々に公開することになりますので、会議終了後の記者ブリーフィングについては、座長、副座長において毎回実施するということはせずに、必要があるときに実施するということとしたいと思います。

このような方法による議事の公表等について、御賛同いただけるか否か、御意見をお伺いいたします。

○太田委員 オンラインで報道機関に公開するという点が加わったということと理解をいたしました。

ちょっと後ほどの議事と関係いたしますが、まず前提として、私自身は、この会議の中で、過去の個別の事案の調査であるとか真相解明といったものを目的としていない以上は、そういったことを取り上げるのは適切ではないと思っているわけではありますが、それが前提とい

たしまして、仮に黒川氏をめぐる一連の事案について議題となった場合には、議論の過程の中において、個人に関わる様々な情報でありますとか、あるいは、特にいわゆる賭けマージャンの問題については、現時点、確か告発事件が不起訴になりまして、検察審査会に係属中と承知しております。そういう意味では、検察審査会に対して、何らかの予断等を与えるようなことがあってもいけないと思いますが、議論の過程の中で、そういう要素というのが出てくる可能性というのは排除できないだろうと思っております。

先ほど座長のお話の中で、そのときには中断等とおっしゃいましたけれども、実際に検閲システムもありませんので、そういう措置が効果的に取り得るかどうかということもありますでしょうし。ということからいたしますと、オンラインで公開するという話になりますと、今申し上げましたような過去の事案に関わるような経緯であるとか、その調査的な話だとか、そういったものは、もうこの場では取り上げることは、扱いようがない話になるのではないかなというように感じておりますので、その点、1点コメントさせていただきたいと思いません。

○鎌田座長 太田委員、ありがとうございます。

○太田委員 失礼いたしました。

賛否として申しますと、オンラインで公開すること自体について、私、反対するものではありませんが、もし公開するとなれば、そういう帰結になるのではないかとことを申し上げた次第であります。

○後藤委員 今、太田委員がおっしゃった問題については、そういう話になりそうなときは、あらかじめ、その日は同時中継的なことはしないとすれば、対応できるだろうと思っておりますので、今回の御提案でよろしいと私は存じます。

加えて、私どもが会議に提出する資料の扱いですけれども、発言のメモ的なものはウェブサイトで公開されると理解します。それ以外の資料的なものを出した場合、あまり膨大なものや、著作権の問題があったりするものは無理としても、それ以外は、参照の便宜という点からも、なるべくウェブサイトに載せていただければ良いと思えます。

○鎌田座長 金指委員が挙手されていらっしゃいますので、御発言いただけますか。

○金指委員 ちょっとよろしいですか。

今の御発言の中に若干気になる部分は、個別の事案に関しても、こういった形の論議の中に交えていくことについて確認をしたいと思っております。

なかなか微妙な問題もあろうかと思っておりますので、始めからずっと問題に関しては、除外してという辺りが妥当ではないかと思っておりますが、いかがでございますか。

○鎌田座長 その点につきましては、後ほどどういうテーマについて、どのような形で議論するかということの重要な一部になると思えます。

○金指委員 はい、分かりました。了解です。

○鎌田座長 金指委員の御指摘の点については、後ほどの議論の中で取り上げたいと思えますが、後藤委員の御提案は、逆に、そういうものを取り上げそうなときには、その回全体を同時中継から外すということですか。

○後藤委員 そういうおそれがあるならば、そのように対応したらよいと思えます。

○鎌田座長 話の流れの中で、そういうものに言及があり得るという、そういう可能性はあるわけで、その場合には、その都度、対応せざるをえないと思えます。先ほどの大臣の御挨拶

のときも、切ってはいないのですか。

○保坂事務局 まだオンラインが始まっていませんから。これが決まったら、次に準備します。

○鎌田座長 そうですね。だから、今もまだ、オンラインにはつながっていないんですね。これは、適宜対応はできるんで、仮にそういうものについての言及もあり得べしということが、後ほどの議論の中であったときには、それを発言される各委員、オブザーバーの方から、事前に、同時中継を中断してくださいという趣旨の御提案をこの会議体にしていただいて、会議体で議論した上で、シャットアウトした上で話す。それがシャットアウトできなければ、発言を控えていただくと、このような進め方にしてはいかがかなと思いますけれども、ほかの委員、オブザーバーの皆さん、いかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、御了承いただいたということで、早速、これ以降の議事を別室に同時中継し、公開させていただきます。

モニターは、地下1階の会議室に設けております。これからその接続準備をさせていただきますので、準備のため、5分程度中断をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(休 憩)

○鎌田座長 それでは、接続できたようですので、再開いたします。

次に、議事の2「第1回会議における委員等からの要望事項についての追加説明等」に移ります。

第1回会議におきまして、委員等の皆様から御要望いただいた事項等について、当局から説明をしていただきます。

まず、前回の会議で委員から御要望のありました検察の在り方検討会議の提言と、その後の検察改革に係る施策の対応関係につき、説明をお願いいたします。

よろしくお願いいたします。

○中野刑事局企画調査室長 刑事局の中野でございます。

お手元に「提言の実施状況」と題するA3判のカラーの資料がございますでしょうか。

前回、刑事局から、検察の在り方検討会議の提言及びその後の検察改革の状況等について御説明させていただきました。その際、委員から、提言の実施状況について表にしてお示しするようお求めがありましたので、お手元の資料に基づき、御説明させていただきます。

資料1のA3のカラーの資料を御覧ください。

左側のオレンジ色の欄に「検討会議の提言」、中央の黄色の欄に「検察の再生に向けての取組」、右側の緑色の欄に「実施状況」と記載しております。

前回御説明したとおり、平成22年11月から平成23年3月まで検察の在り方検討会議が開催され、「検察の再生に向けて」と題する提言が取りまとめられました。これを受けて、法務大臣は、平成23年4月に「検察の再生に向けての取組」を公表し、検察におきましては検察改革が進められて、法務省におきましては、新たな刑事司法制度の構築について法制審議会に諮問がなされ、検討が進められました。

この資料は、ただいま申し上げた流れに沿って、まず、左側のオレンジ色の欄に「検察の

在り方検討会議の提言」で示された事項，右の黄色の欄に「検察の再生に向けての取組」で示された事項，さらに，その右の緑色の欄にこれに対応する実施状況について記載しております。この資料からお分かりいただけるように，提言で示された事項については，いずれも法務，検察において実施されてきているものでございます。

それでは，資料について，内容を御説明いたします。

灰色で色塗りされている欄，上から「検察官の使命・役割と検察官の倫理」，続きまして「検察官の人事・教育」，そして中ほど「検察の組織とチェック体制」，「検察における捜査・公判の在り方」とございます。これらは，提言で示された大項目に対応しております。

順に提言の内容，「取組」における公表内容，実施状況について，項目ごとに御説明いたします。

まず，大項目の一つ目です。「検察官の使命・役割と検察官の倫理」を御覧ください。

提言では，検察官の使命・役割を示した基本規程の制定が示されました。

これを受けて，「取組」では，外部の声を聞きつつ，多くの検察官が参加する幅広い議論，検討を経ることに留意し，6か月以内をめどに基本規程を制定することとされました。

そこで，検察におきましては，平成23年9月に，検察職員が職務を遂行するに当たって，指針とすべき基本的な心構えを定めた検察の理念が策定されました。この策定の経緯につきましては，前回御説明させていただいたとおりでございます。

この検察の理念の実際の業務への反映や浸透を図るために，その後現在に至るまで，研修やその他の教育，育成の機会，あるいは事件の決裁の場面においてこれを活用するなど，継続的な取組が行われております。

続きまして，「検察官の人事・教育」，二つ目の項目を御覧ください。

提言では，まず，人材開発・育成・教育の在り方の改革が示されました。

これを踏まえ，「取組」では，最高検においては，3か月以内をめどに分野別の専門委員会を設置することとされました。

そこで，最高検におきまして，平成23年7月に金融・証券，特殊過失，法科学，知的障害，国際及び組織マネジメント，こうした各分野について，検察官，検察事務官を構成員とする専門委員会が設置されました。また，平成24年には，刑事政策分野についての専門委員会，平成27年には供述証拠についての専門委員会が，それぞれ設置されております。各専門委員会は，外部専門家である参与との意見交換，あるいは講演会の開催，参考事例や資料の収集分析，こういったことを通じて，必要な専門的知識を集積して，これを検察現場の支援，人材育成に活用することを目的として活動しております。現在に至るまで，随時開催されております。

このほか，こちらには記載ございませんが，法務省におきましては，新たに検事正となった者を対象とする研修を，リーダーシップ涵養の場として改めました。また，若手，中堅検事に対しては，反対当事者の職務経験を通じて，公益の代表者としての意識を高めることを目的とした弁護士職務経験制度，あるいは外部経験を積ませて知見を深めさせることなどを目的とした外部派遣研修を拡大するなどして，現在まで継続的に取り組んでおります。

次の段のオレンジ色の欄を御覧ください。

検察の在り方検討会議の提言では，「より適切な人事政策の推進」が示されました。

これを受けて，「取組」では，有能な人材の幅広い採用，女性の幹部への登用の促進，全

国的な見地での人事配置の実施，可能なものからできる限り速やかに実施することとされました。

そこで，法務省におきましては，検察組織における人材の多様化を図るため，平成23年11月に法務省における女性職員の採用，登用拡大計画を策定しました。平成27年度末までに，検事，検察事務官の採用者に占める女性の割合を3割以上とすることなどを目標とし，女性の検事や事務官の採用，幹部への登用を拡大することに努めております。その取組は，現在も続いているところです。

また，専門的な知識や民間企業の経験等を有する者の採用にも努めさせていただいております。これまで，IT，金融等の民間企業の勤務経験を有する者などを，検事として採用してまいりました。また，デジタル・フォレンジックの知識，経験を有する者を，検察事務官として採用して，有能な人材を幅広く確保してまいりました。

次の段のオレンジ色の欄を御覧ください。

検察の在り方検討会議の提言では，「長期的な構想による組織的・継続的取組」が示されました。

これを受けて，「検察の再生に向けての取組」では，最高検に専門部署を設置するなど，改革策の実施状況の定期的な検証が行える体制を直ちに整備することとされました。

そこで，最高検において，平成23年4月に，検察改革を積極的かつ着実に推進することを目的として，検察改革推進室が設置されました。こちらにつきましては，組織改編によって，現在も最高検の総務部や，新たに設置された刑事政策推進室がそれぞれの所管事項を担当するなどして，推進室の事務を引き継ぎ，検察改革が現在も推進されているところでございます。

次に，大項目の三つ目，「検察の組織とチェック体制」に移ります。

提言では，「特捜部の組織の在り方の見直し」が示されました。

これを受けまして，「取組」では，特捜部の組織の在り方について，直ちにその見直しのための検討に取りかかって，3か月以内をめどに結論を出すこととされました。

そこで，最高検において検討を行って，平成23年7月，関係各庁に対して，財政経済関係事件への対応をより強化することとして，金融・証券分野をはじめとする専門委員会の活動と連携して，専門性の向上を図るとともに，国税当局や証券取引等監視委員会，警察といった関係機関との連携を一層強め，組織体制編成を整えることとするという通知を出して，これに従った対応がなされました。この対応は，現在も同様に続けております。

次の段のオレンジ色の欄を御覧ください。

検討会議の提言では，「検察における捜査・公判のチェック体制の構築」が示されました。

これを受けて，「取組」では，特捜部の独自捜査に対する横からのチェック体制を3か月以内をめどに構築することや，公判段階における組織的なチェック体制を3か月以内をめどに構築することとされました。

まず，横からのチェック体制ですが，最高検において，総括審査検察官制度を創設して，平成23年5月から実施されました。この総括審査検察官は，事件の捜査の進行と並行して，当該事件の全ての証拠を把握して整理分析し，捜査主任検察官とは別の立場で，公判における弁護人としての視点を持ちながら，捜査主任検察官が事実認定上，法令上の問題点について適正な判断を行っているかどうかを審査して，捜査主任検察官や検事正に対して，必要と

認める場合に適宜意見を述べるというものとされ、現在に至っております。

続いて、公判段階における組織的なチェック体制については、最高検においては、特捜部について平成23年4月に、その他一般事件については平成23年7月に、それぞれ通知を發出して、新たなチェック体制を構築しております。

この点につきましては、前回、委員から特に御指摘を頂いたところでございますので、立ち入って若干御説明をさせていただきたいと思っております。

特捜部に所属する検察官が起訴した事件であっても、その他の検察官が起訴した事件でありましても、有罪立証の重要な柱である被疑者の捜査段階における自白調書が、その任意性を否定されたり、あるいは証拠調べ請求が却下されるなど、一定の場合には、対応する高等検察庁の担当検事や起訴検察官、公判担当検察官において、公訴の取消し、無罪論告の必要性を含めた公判遂行の方針について協議するなどとされております。

その趣旨は、公判段階において、公訴維持に固執せずに、引き返す勇気を持って、公訴の取消し等を行うべきか否かを検討する必要があります。そうした検討が適切になされるために、引き返す勇気を実行化するための仕組みが必要と考えられましたから、こうした組織的なチェック体制を構築することとしました。

特捜部に所属する検察官が起訴した事件については、これに加えて、まず1点目としては、公判部長において、特捜部に対して随時適宜の方法でその状況を通知して、対応する高等検察庁の特捜係検事に報告するなどする、あるいは、一定の事件については、その手続の進行状況に応じて、適宜対応する高等検察庁の担当検事や起訴検察官、公判検事において、今後の公判遂行の方針について協議するなどすることとされています。

特捜部に所属する検察官が起訴した事件について、一般事件に言わば上乘せする形で制度が構築されております。この趣旨は、提言の指摘を踏まえたものであります。すなわち、提言におきましては、検察官は一般事件、つまり警察等からの送致送付事件においては、警察等の行う捜査をチェックしつつ、自ら捜査、公訴提起を行うのに対して、従前の特捜部の独自捜査においては、捜査の始めから公訴提起まで、特捜部に所属する検察官のみが行っていたため、言わば一人二役を兼ねることとなっていました。そのため、特捜部の独自捜査では、検察官の意識が捜査官としての側面に傾きがちになって、捜査に対する批判的チェックという公訴官に期待される役割が軽視されるという危うさが内在していると考えられると、こうした指摘を踏まえたものでございます。

次の段のオレンジ色の欄を御覧ください。

検察の在り方検討会議の提言では、「監察体制の構築」が示されました。

これを受けまして、「取組」では、違法・不適正行使の監察を3か月以内をめぐりに実施することとされました。

そこで、最高検におきましては、平成23年7月に監察指導部が設置されました。以後、現在に至るまで、監察指導部は職務上の非違行為全般に関する、内外からの情報を把握・集約し、分析・検討を行って、必要に応じて監察を実施し、監察結果報告書を作って、対象者の所属庁に送付して、同種事犯の再発防止に向けた改善指導を実施しております。

また、この監察制度につきましては、公正性を担保するために、おおむね四半期ごとの定期あるいは適時に、外部有識者の参与に対して監察結果を報告して、意見、助言を得ることとしております。

次の段のオレンジ色の欄を御覧ください。

検察の在り方検討会議の提言におきましては、「外部から意見等を得る仕組みの構築」が示されて、これを受けて、「検察の再生に向けての取組」では、検察運営全般に関して、外部の有識者から意見、助言を得られる仕組みを3か月以内をめどに構築することとされました。

そこで、最高検において、平成23年7月に、検察運営全般に関与する参与会を開催していくこととして運営要綱が策定されました。参与につきましては、刑事法を専門とする教授、元裁判官の弁護士、あるいは組織マネジメントの専門家など、外部有識者の方々8名にお願いしております。この参与会についても、現在に至るまで随時開催されており、議事要旨につきましては、最高検のホームページに公表されております。

続きまして、大項目の四つ目「検察における捜査・公判の在り方」でございますが、これにつきましては、提言で、取調べの録音・録画の範囲を一層拡大するべきとされましたので、それを受けて、こちらの実施状況の表に記載があるとおり、その範囲を拡大されることとなりました。

詳細は、時間の都合上省きますが、現在、検察におきましては、知的障害によるコミュニケーション能力に問題がある被疑者等、あるいは被疑者の属性によらずに公判請求が見込まれる事件等について、運用によって、法制度よりも広く取調べの録音・録画を行うこととしています。

最後に、検察の在り方検討会議の提言におきまして、新たな刑事司法制度の構築に向けた検討を開始することが示されましたので、その法制審議会への諮問の準備がされて、さきに御説明したとおりの法制度が盛り込まれた法改正に至った次第でございます。

以上でございます。

○鎌田座長 ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、質疑応答に移りたいと思います。

委員等、何か御質問がございましたら、挙手をお願いいたします。

なお、ウェブで参加されております委員等に発言者が分かるよう、発言の際にはお名前をおっしゃっていただくようお願いいたします。

後藤委員。

○後藤委員

今御説明いただいた録音・録画の部分についてです。取調べの録音・録画を、実際には法律の規定よりも広げて行っていることは分かります。ここに「録音・録画が必要な事件」という表現がありますね。これが、どういう場合に「必要」と判断されているか、基準は何かあるのでしょうか。

○中野刑事局企画調査室長 運用面につきましての御質問と承知しましたが、現在、公判請求が見込まれる身柄事件で、被疑者の取調べの録音・録画が必要な事件、あるいは公判請求が見込まれる事件で、被害者、参考人の取調べの録音・録画が必要な事件、こうしたものとされています。こうしたものを、運用で広く行うこととされています。

○後藤委員 それは分かりますけれども、どういう場合にそれが必要と判断するのかという基準のようなものがあるのでしょうかという質問です。

○中野刑事局企画調査室長 検察官におきまして必要と認めた場合と考えられております。

○鎌田座長 よろしいですか。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

紀藤委員，どうぞ。

○紀藤副座長 前回，私，対応表だけじゃなくて，どの程度できたかというレベルの問題も記述していただかないと，ちょっと分かりにくいんじゃないかという話をして，実施状況の全部やっているように見える表なんですけれども，いずれも実施状況を見ると，平成23年を中心になっていて，検察の在り方検討会議の直後に作られた制度ということになりますよね。そうすると，制度がその後に，具体的に何が問題になって議論になっているか，あるいは，程度的にどの程度完成したのかということが分からないと，例えば，女性を採用するといっても，どの程度採用しているのかも分かりませんし，パーセンテージがどの程度伸びたかも分かりませんし，それから，前回セクシャルハラスメントの問題もあったと思うんですけれども，アンケート調査の結果，どういう形でそのハラスメントが分かったのかとか，そういうこともないと，ちょっと具体的なところが分からないと分かりにくい表なので，この会議でなくてもいいと思うんですけれども，取りあえず，ちょっと説明していただかないと分からないところが多いので，私は私なりに何か資料を作らないといけないのかなと，逆に思ってしまうんですよね。だから，そこは，もう少し具体化をしていただきたいなというふうに思っております。

それから，あと通知とか，いろんな，何年に通知したとかあるんですけれども，表に添付されていないものは，例えば，私がこの間話をした引き返す勇気のところについては，特捜部につき，平成23年4月26日に通知があって，一般公判事件については平成23年7月8日に通知があったと書いてあるんですけれども，通知の内容はそのまま，前回の資料6に記述されたとおりの通知になっているのかどうかというのが，ちょっと正直言って分かりませんので，こういうものも何か具体的な資料がないと評価できないというか，資料があっても評価するならともかく，資料がなければ評価ができないので，その辺りは明らかにしていただきたいなと思っています。

私からは以上です。

○鎌田座長 分かりました。

それでは，当局からお願いします。

○中野刑事局企画調査室長 委員から御指摘いただきました程度，達成度につきましては，当局でも検討いたしまして，なかなか当局として，検察の取組を定性的に，あるいは定量的に評価するというのが難しいのではないかと考えたに至りましたから，今回，まずこのような表を御提案させていただきました。

また，女性につきまして御質問というか御指摘がございまして，その点につきましては，今，法務省の方で採用について，女性を増やす取組をしまして，直近で申しますと，例えば，検事任官者に占める女性の割合は43.1%となっております。過去10年間遡っても，大体30%から40%の割合となっております。

また，組織運営状況調査につきましては，これは，引き続き，組織運営状況調査，あるいは幹部に対する部下の意見調査，こういったものを行っております。それは適宜，その調査の結果につきましては，幹部にフィードバックして，振り返りといいましょうか，その自省を促すという取組をやっておるところでございます。

通知の内容につきましては、また御相談させていただければと思います。

○鎌田座長 ありがとうございます。

○紀藤副座長 今の点ですけれども、なぜ程度問題がないと分かりにくいかというと、例えば、平成23年9月28日に検察の理念というのが作られたわけですね。そうすると、検察の理念が作られていても、結果的に黒川さんの賭けマージャンみたいなことが起こっているわけですね。じゃ、賭けマージャンというのは、検察官にとってどういうものなのかということも考えてみると、倫理的なものがうまく機能していないんじゃないかとも思えるわけですね。

だから、今回のこの会議も、結局検察の在り方検討会議で議論していた、結局検察官の使命・役割というところが、検察の理念だけではうまく機能しないんじゃないかということにも、国民の批判があったわけであって、そうすると、やはり作ったはいいけれども、結果的に機能したのかどうかも含めて考えてみないと、私も、批判するのは簡単なんですけれども、批判の元になる根拠がないと、何か評論的になってしまうので、具体的にこういうものを作っておけばよかったとかいうことがあるのであれば、それは、程度問題として、御自分たちの改革について、御自分たちで少なくともチェックリストみたいなものは作っていかないと、結局フィードバックができませんから、やはりチェックリストが難しいと言われてしまうと、では、普通の一般企業はチェックリスト作っていないのかと言われてたら、多分作っているところもあると思うんですね。だから、チェックリストを作られていないこと自体にも問題があるかもしれないので、そのことも含めて、ちょっと御検討いただければというふうに思っておりますけれども。

○鎌田座長 ありがとうございます。

ほかに御質問は、よろしいですか。

よろしければ次に、この会議で検討すべき具体的事項については、議事の3において、委員等の皆さんに意見交換をしていただくことを予定しております。また、そこでいろいろと御提案、御指摘を頂ければと思いますが、第1回会議で法務大臣から示された検討の柱の一つ目として、検察官の倫理というものがございます。これに関連して、基礎的な資料を用意していただきました。その資料について、当局から簡潔に説明をしていただきます。

○中野刑事局企画調査室長 検察官の倫理に関しまして、関連する国家公務員倫理法等の資料について、御説明いたします。

資料の都合により、お手元の資料が右つづりになっておるかもしれませんが、御容赦いただければと思います。

資料2-1は国家公務員倫理法の条文、資料2-2は国家公務員倫理規程の条文、2-3は法務省職員倫理規程の条文、2-4は弁護士法の条文、2-5は弁護士職務基本規程の条文、2-6は日本弁護士連合会会則でございます。この6点を配布させていただきました。いずれもお手元でございますでしょうか。

まず、法律の適用関係について御説明いたします。

検察官も一般職の国家公務員ですので、他の一般職の国家公務員と同様、国家公務員倫理法の規定が適用されることとなります。

ここでは配布いたしておりませんが、国家公務員法におきましては、例えば、懲戒事由として、国民全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合が定められていたり、99

条には、官職の信用を傷つけ、又は官職全体の不名誉となるような行為をしてはならないと定められております。

続きまして、国家公務員倫理法及び国家公務員倫理規程について御説明いたします。

国家公務員倫理法及び倫理規程は、一般職の国家公務員が職務の執行に当たって、一部の者の利益となるよう行動したり、あるいは、自らの利益のために行動することのないよう、倫理を保持するためのルールを定めるものです。

国家公務員倫理法の条文を御覧ください。

2枚おめくりいただきまして、二四分の四とあるページ、倫理法の3条を御覧ください。

第3条は、職員が遵守すべき職務に係る倫理原則を規定しております。第1項では、国民に対して不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならない旨、第2項では、職務や地位を私的利益のために用いてはならない旨、第3項では、権限行使に当たって、国民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならない旨、規定されております。

そして、第5条は、第1項で倫理の保持を図るために必要な事項に関する政令、すなわち、国家公務員倫理規程を定めることとし、第3項で、各省各庁の長は、職員の職務に係る倫理に関する訓令を定めることができると規定されております。これを受けた国家公務員倫理規程では、利害関係者の範囲や利害関係者との間における禁止行為などについて規定しています。

続いて、国家公務員倫理規程の条文を御覧ください。資料2-2となります。

まず、1条で、倫理行動規準として、1号ないし3号に倫理法と同様の規定がございます。また、1枚おめくりいただきまして、一二分の二とあるページですが、4号には、職員は、職務の遂行に当たっては全力を挙げて取り組まなければならないことや、5号には、勤務時間外においても、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを、常に認識して行動しなければならないことなどが定められています。

同じページの第2条を御覧ください。

第2条では、利害関係者について、職員が職務として携わる許認可あるいは不利益処分などの相手方を利害関係者とする旨が規定されております。

この点につきまして、資料2-3、1枚紙でございますが、法務省職員倫理規程を御覧ください。

法務省職員倫理規程第3条では、この利害関係者に関して、検察官及び検察事務官については、捜査を受けている被疑者、公訴の提起を受けている被告人、若しくは刑の執行を受ける者、又はこれらの弁護人等について、利害関係者とみなす旨、規定されています。検察官にとって利害関係者に当たる人物は、その業務の内容から、大半はこの訓令が規定する被疑者、あるいは弁護人となると思われます。

再び資料2-2、国家公務員倫理規程を御覧ください。この一二分の三とあるページをお開き願います。

第3条では、利害関係者との間の禁止行為が規定されております。具体的には、1号にあるとおり、金銭、物品、不動産の贈与を受けることのほか、6号では供応接待を受けること、7号で遊技又はゴルフ、旅行をすること、8号で利害関係者をして第三者に対してこれらの行為をさせることを禁じています。

当然のことではございますが、検察官が自ら担当する被疑者や弁護人から接待を受けたり、一緒にゴルフすることは禁じられておるところでございます。

続いて、1枚おめくりいただきまして、一二分の五とあるページですが、5条では、相手が利害関係者でない場合であっても、同じ相手からの供応接待、利益供与について繰り返し及んだり、著しく高額となるなど、社会通念上相当と認められる程度を超えて受ける場合には、禁止行為となる旨が規定されています。

そして、これらの規定に違反した場合は、懲戒処分の対象となります。

なお、検察庁法には、倫理に関する条文は規定されておりません。

以上が、検察官に適用される国家公務員倫理法及び倫理規程の概要となります。これらの公務員の倫理については、年に1回、全ての検察官が人事院から提供された資料を用いて研修を受けております。

また、委員からお求めのありました弁護士法、弁護士職務基本規程及び日本弁護士連合会会則につきましても、参考として配布させていただきました。

御説明は以上となります。

○鎌田座長 ありがとうございます。

ただいまの説明について、質疑応答に移りたいと思います。委員等から質問がございましたら、挙手をお願いいたします。

先ほどと同様に、ウェブ参加されております委員等に発言者が分かるよう、お名前をおっしゃった上で御発言をお願いいたします。

よろしいですか。

では、紀藤委員。

○紀藤副座長 すみません。委員が発言をされないときは、私が発言しようというふうに理解して、自分の役割だと思っているので発言させていただきますけれども、検察庁法には、第4条に公益の代表者として、他の法令がその権限に属させた事務を行うという規定があって、これとても重要だと思うんですけども、検察庁法には、公益の代表者という規定があるんですね。公益の代表者というのはどういうものなのかなと考えたときに、単純に、先ほど言われていた公務員倫理法の3条ですので、資料2-1の3条ですけども、「職員は、国民全体の奉仕者であり、国民の一部に対してのみの奉仕者ではないことを自覚し」と、この文章と、果たして一致しているのか、一致していないのかというのは、とても私は重要な気がするんですね。

それはどうしてかということ、今日も大臣の話があったし、それから誤解された報道なんかを見ても、政治と検察の距離とかいう問題を考えるときに、単純に「国民全体の奉仕者であり」という言葉が、そもそも検察官に当てはまるのかということか、むしろもっと高次の概念、公益の代表者という高次の概念の中に検察官は取り込まれていて、それを前提に倫理みたいなものを考えていくべきじゃないか、あるいはいかならないといけないんじゃないかということも、やはり考慮要素にあるんじゃないかと思ひまして、検察庁法は配っていただいた方がよかったと思うんですけども、4条に公益の代表、専門家ばかりじゃないから言っているんですけども、専門家はみんな知っている話かもしれませんが、一般の方は分かりにくいので、検察庁法の4条にそういう定めがあると。公益の代表者というのは、これは、定義的に考えないといけないのかなと思っています。

それから、あと、私、法律家なので、法律の射程とはみ出しがすごい気になるんですが、今、公務員倫理規程を見ると、利害関係者と利害関係者外というのが今、説明されましたよね。利害関係者に当たる場合と利害関係者以外の者との間における禁止行為というのが、この倫理規程にあるんですけれども、法務省職員倫理規程を見る限り、そのはみ出し部分はどこに定まるのかと言われたら、多分はみ出し部分がないですよ。はみ出し部分を配慮していないといった方がいいのかもしれませんが、つまり、法務省職員倫理規程の2-3を見ると、3条というところに利害関係者とみなす者という規定はあるけれども、利害関係者を除く者との規定はなく、利害関係者以外の者との関係性の規律は非常に曖昧に書かれていると思うんですよ。

これも、公益の代表者とかかかると思うんですけれども、一般の公務員だったら、公務員倫理で済むと思うんですけれども、例えば、具体的な話をすると、捜査を受けている被疑者は利害関係者と。じゃ、捜査が終了した被疑者はどうなるのか、あるいは捜査が終了した場合の、昔被疑者だった人との関係はどうなのかということ考えたときに、やはり公益の代表者だとすると、捜査が終了しても、それが何年か、10年後とか20年後だったらともかく、直後だったり何年間かたっている間、まだメディア、国民の関心がある間に、捜査としてはもう終了しているんだけど、被疑者であった人と検察官、担当捜査検察官、あるいは一般の検察官もそうですけれども、お付き合いしたらどうなのかと言われると、やはり公益の代表者としてはふさわしくない感じがするんですよ。それは、公益の代表者という以上、多分公務員とは違う、例えば、たとえ話しても仕方ないんですけど、政治家とか、今日は法務大臣がおられたけれども、法務大臣とか、そういう方と何か比較したときに、もっと違う射程があるんじゃないかとも思えるので、その辺りを、僕はまだこの倫理規程は足りない感じがしていて、ちょっと、整理していただいた方がいいのかなと思っているんです。

○鎌田座長 当局に対して質問というよりも、次の議題の……

○紀藤副座長 今は、質問と意見が重なっていますけれども、つまり、ちょっと射程の関係は、今度教えてください。

○鎌田座長 それでは、既に御意見も大分出てきているところでございますが、議事の3番目「検討すべき具体的事項について」の意見交換に移りたいと思います。

○金指委員 御質問をさせていただいていいですか。

今の御説明、よく分かりましたが、正直言って、民間の私にとっては、大変な法律があって、すごいんだなと思ひまして、ただ感心いたしました。

1点お伺いしたいのは、こういった倫理規程に引っ掛かっている例というのは、もし仮に、差し支えなければ、年間何件ぐらいあるんですか。こういった倫理規程違反で、例えば処分されているという、倫理規程違反があるということについて、もしそういった実態が分かるものがあれば、今でなくても結構です、タイミングを見て教えてください。

○鎌田座長 では、当局からお願いします。

○中野刑事局企画調査室長 宿題として引き取らせていただければと思います。

○鎌田座長 ほかに御質問はよろしいですか。

よろしければ、先ほど申し上げましたように、議事の3番目「本会議において検討すべき具体的事項について」、委員等の皆様に意見交換を頂くことといたします。

時間の限りがございますので、お一人5分以内で順に御発言を頂いて、その上で、互いの意見を交換すると、このような進め方にしたいと思います。

発言を希望される委員等の方は、挙手をお願いいたします。

金指委員、お願いいたします。

○金指委員 それでは、お尋ねしたいことというより、むしろ私の意見でございます。

前回と今日にわたって、検察の在り方に関して御説明、大変よく分かりました。そういった意味では、前回お話ししたように、問題の在り方が明確であったことと、その後の進め方、あるいは外部の目、あるいは外部の風を取り入れてうんぬん含めて、大変いい方向にいきながら、一つの成果があるのかなと感じてございます。

今回は、大臣のお話もありましたように、検察の綱紀肅正だとか、あるいは法務行政の透明化だとか、刑事全般の在り方についての問題があるというような形で御指摘がございました。こういった問題の解決は最も大切で、私ども民間企業でも、レベルの違いはございますが、相当こういった問題はございます。これは、制度改革だけではなくて、実際に携わっている人々の風土、体質の改善がなければ、なかなか定着していかないということが実感でございます。そういった意味で、法務省、検察庁の中の内部の目、内部の風というのは、一体今どうなっているのか、こういった課題に関して、どういったような感想、あるいはどういったような意見をお持ちなのかについて、是非タイミングを捉えて教えていただきたいと思っております。

そういったことを踏まえた上で、今おられるような識者の外部の方々のご意見を合わせわざにした上で、自己改革をしていくことのできる方向感ができればいいかと思っておりますので、是非とも次回以降のところ、内部の風、内部の目をどう取り入れていくか辺りを御論議いただけると、有り難いかと思っております。よろしくお願いいたします。

以上です。

○鎌田座長 ありがとうございます。

それでは、篠塚委員、お願いいたします。

○篠塚委員 資料3の一番後ろのところに、二つ資料をつけさせていただいています。一つが、「法務検察刷新会議のテーマの御提案」というものと、さらに、「日本の刑事法に関する国際的な批判と日本弁護士連合会の提言」という、二つの資料が配布されていると思っております。

まず、この御提案の方からですが、まず、やはり国内外の批判に答えるということで、先ほどから出ていますように3点の批判あるいは疑問があるんだと思っております。

検察官の勤務延長の閣議決定、あるいはそれに伴う法律案については、政治が検察の独立を侵害をするんじゃないかとか、あるいは法律案制定の過程が不明ではないかといった疑問や批判に答える必要があるんだろうと思っております。それから、検察官が、マスコミ関係者と賭けマージャンをしていたということについての批判、あるいはいろいろなそれに伴う疑問もあります。それから、先ほども出ていますように、我が国の刑事司法に関する国内外の批判、国際的な批判というものについても、応えていく必要があるんじゃないかと思っております。

それをより具体化するためには、まず、1番目の問題につきましては、法務行政の透明化というのが大きな課題だと思っております。そのためには、まず、文書管理、文書の保管というものがどういうふうになされているのか、それをどう改善していくのかというのがあるかと思っております。

それから、次が、これに関連して人事の問題なんですけれども、前回もお話がありましたように、法務省の幹部に多数の検察官が活動しているということなんですけれども、行政官庁である法務省と捜査訴追機関である検察庁との人事面での関係について、検討をしております。やはり従来、法務省と検察官の関係性があるために、要するに、政治に関わっている法務省があることによって、検察の動きが政治性を帯びるんじゃないかというような批判がありますし、それから、やはり刑事立法が、検察官が中心になっていることで、法務省の刑事立法が捜査中心になっているという御批判もあるわけで、やはりその点が、人権の観点から、国際的な批判を浴びる原因ではないかという批判もありますので、この点も、この透明化という中で検討されたらどうかと思います。

それから、検察官の倫理の問題なんですけれども、やはり行動倫理を明確化していく、それから、幹部行政の再検討も必要ではないかと考えています。

次のページにいきますけれども、やはり今回は、マスコミ関係者との関係も注目しなくてはいけないのではないかと思います。やはり弁護側から見ますと、リークの問題というのは非常に大きな問題だと感じています。捜査情報をマスコミにリークされることによって、これは、やはり公務員の守秘義務の問題としていかなものかという点もありますし、逮捕の場面を撮影させたりとか、匿名のコメントで検察の筋書を載せたりするという例がありますけれども、これは弁護側から見ますと、無罪推定の原則だとか、公正な裁判を大きく損なっているのではないかという批判がありますので、この点も是非お考えいただきたいと思います。

それから、検察倫理の検証については、先ほど、その時期から10年、現在、検察倫理規程ができてから9年たっているわけなんですけれども、これはやはり再検討していただいて、上記のようなリークの問題について、これを無罪推定の関係でやはり考え直していただきたいというところがあります。無罪推定がされている被告人の防御権、それから自由だとか相手方当事者である弁護人の選解任に介入すべきことでない、当然のことなんですけれども、これを、やはり倫理的に守られているのか、守られていないんじゃないかという批判がありますので、この点も十分御配慮いただきたいと思います。

長くなつてはいけませんので、3番目に、日本の刑事司法に対する国際的な批判の問題について、これについては、国連の拷問禁止委員会や国連の自由権規約委員会から、日本の刑事司法に対する厳しい批判がありまして、この点については、2番目の資料に、国連拷問禁止委員会の総括所見、これは仮訳をつけております。それから、自由権規約の第6回の日本法務に対する総括所見についても、仮訳をつけてありますので、時間があるときに見ただければというふうに思います。

まず、この批判の問題については、まず広報、情報開示の再点検をまずすべきではないかと考えております。やはり海外メディアとの接触の機会を増やしていくということが、大事ではないかと思っています。記者会見等においても、在日の外国人記者クラブからも参加しやすいような工夫もしてはいかがでしょうかと考えております。

それから、刑事司法制度の改革については、長くなつてはいけませんので、大きな項目、この2番目の資料にいった方がいいのかもしれないかもしれませんが、まずは、人質司法の解消といわれる問題があります。それから、取調べにおける黙秘権の実質的保障と弁護人の立会いをさせる権利、こういったものが、先ほど言いました国連の委員会から指摘されているもの

を反映させたものです。

それから、同様ですけれども、全件、全過程の取調べの録音・録画、それから全面的な証拠開示といったところに問題が、それを目指してやるべきだというのは、国際的な批判の理由にもなっている。

それから、1枚目のペーパーの最後に書いておられますけれども、やはり再審請求事件についても、なかなか証拠が開示されないと、後で証拠が出てきて、再審で無罪になるというようなこともありますので、この点についても、時間がどこまであるか分かりませんが、注意を促すとか、対象にさせていただければと思います。

以上でございます。

○鎌田座長 ありがとうございます。

これは、先ほど後藤委員から御質問のあったことと絡むんですけれども、この資料の取扱いでございます。元々は、発言の時間が限られているので、ペーパーで出していただいて要旨をお話いただくというふうな、こういうことを御提案申し上げた次第です。その関係では、発言要旨的な分量のものを想定していたわけでございます。

今の篠塚委員の1点目の資料は、正にそれを目指されたものですが、2点目の資料も、これも、御発言のための補助資料ということで、今回は、この会議における配布資料扱いとさせていただこうかと思っておりますけれども、そういう趣旨でお出しただけだと考えてよろしいですか。

○篠塚委員 ありがとうございます。

根拠なく言っているわけではないということも含めて、それから、より関心がある方は、より広い情報を、便利に使えるような情報を提供することが、世論の喚起につながるのではないかと思って提供させていただきました。よろしく願いいたします。

○鎌田座長 後藤委員の2点目の資料も、同様の発言の補助資料ということでよろしいですね。

○後藤委員 はい、ありがとうございます。

○鎌田座長 今回はそのようなことで、両者とも発言に関連する資料ということで、公式の資料ですから、ホームページにも掲げさせていただきますし、今、別室の傍聴の人たちにも配られているわけですね。そういうふうな取扱いにしていますので、必要な資料はそういう取扱いにしていきたいと思っております。ただし、あんまり、常に膨大な資料が出てくると、また困りますので、それぞれの方、適切にお願いしたいと思っております。

○篠塚委員 はい、篠塚です。

そのとおりでして、そうならないように、要するに、ウェブ上で検索できるものについては、検索できるところまでを言えばよくて、文章には余りしないで、出せるものはそういうふうに出していきたいと思って。要旨みたいなものを、分かりやすい形で出していくということを考えております。

○鎌田座長 ありがとうございます。

ちょっと横道にそれてしまいましたけれども、ほかの御意見をお願いいたします。

全員に御発言を頂きたいと思っておりますので、どうぞ進んで挙手をさせていただければと思います。

○後藤委員 むしろ、どんどん指名された方が早いのではないですか。

○鎌田座長 指名でよろしいですか。

それでは、後藤委員。

○後藤委員 ありがとうございます。

この会議で問われているのは、大きく見ると、検察の独立という要請と、検察に対する民主的コントロールという要求、これらをどうやって調和させるかということだと、これは何人かの御発言にもあった、そのとおりだと思います。これは非常に難しい問題で、制度をどうしたらよいかは、私にもよく分かりません。けれども、少なくとも、これらを両立させるためには、検察官たちがしている仕事が、高い透明性を持っていて、事後的な検証が可能であるという条件が必要になると思います。

その観点から、三つの大きな柱に従って、もう少し具体的な論点を提案させていただきま。まず、検察官倫理について、検察の理念自体は正しいことをうたっていると思います。ただ、かなり抽象的に心構えを説いているものなので、より具体的な行為規範が必要ではないかと思います。例えばどういう項目についてそれを定めるのがよいかについては、私が今回提出しました論文を御覧いただくと、ある程度御参考になるかもしれません。

それから、今回の黒川氏の行動については、賭けマージャンもさることながら、新聞記者の自宅でそれをしていたということが、重要だと思います。ですから、これも行為規範の具体例の一つですけれども、マスメディアと検察官の関係について、一定の規範が必要ではないかと思います。

2番目に検察行政の透明化についてです。黒川さんの検事長としての勤務延長の人事は、今さら、それが良かったかどうかを論じても仕方ないでしょう。しかし、この人事は、それまでの法解釈を変更してまで行った、極めて特異な人事でした。その決定に至る過程がどういうものだったのかを確認することは、法務、検察行政の透明性を考える前提になると、私は思います。

3番目、刑事手続についてです。ゴーン被告の国外逃亡は、日本の刑事裁判権から逃避することで、それを正当だということではできません。しかし、他方で、この事件後の国際世論が、かなり彼の主張に味方しているという事実は、やはり重く受け止める必要があると思います。すなわち、日本の刑事手続が国際的な信用を得ていないということです。

既に示された論点案にある「国際的な理解が得られるようにするための方策」というのは、単に広報活動をうまくすればいいということではなくて、実際に日本の刑事手続が諸外国から見て、確かに公明正大な手続であるという高い信頼を得られる、透明度の高いものに変えることが必要だと思います。これまでの証拠開示とか取調べの録音・録画の導入にもよって、透明度が上がってきているのは確かです。けれども、まだ十分ではないと思います。

具体的には、まず、取調べのいわゆる可視化を更に進めるべきではないでしょうか。これを議論したいと思います。現在取調べの録音・録画が義務付けられている範囲は非常に狭いので、もっと広げるべきではないでしょうか。

それから、日本の刑事手続に対する批判の中で、最も反論しにくいのは、取調べに弁護人の立会いを許していないことだと思います。これは、アメリカでもヨーロッパでも、また日本の近隣の韓国や台湾でも既にやっていることなので、ここで、日本のやり方がいわば国際標準に合っていないという問題があると思います。

次に証拠開示の問題です。検察官が持っている証拠を弁護人に開示する、証拠開示制度があるのですけれども、その適用は公判前整理手続に付される事件に限定されています。そう

でない、一般的な制度に広げるべきではないか、また、再審請求審でも証拠開示の制度が必要ではないかと考えます。

3番目の伝聞例外としての刑訴法321条1項2号の問題というのは、技術的なので少し分かりにくいかもしれませんが、この条文は、検察官が作成した供述調書を証拠として特別に優遇しているものです。そのために、被告側と検察側がそもそも対等になっていないという問題があります。それからまた、法廷での証言よりも調書が重視されることになって、刑事手続の透明度を下げていると思います。ですから、この2号を削除する、あるいは、少なくとも要件をより厳格にするようなことが必要ではないかと思えます。

この3番目のところは、立法の問題ですけれども、1番目、2番目のところは、立法を待たなくても、検察の運用でかなりのことができる部分です。

これらの論点を議論する前提として、事情をお聞きしたい方として、まず黒川氏の勤務延長の決定に至る経過を語れる方の話を伺いたい、それから、村木厚子さんです。村木さんには、前の検察の在り方検討会議でも語っていただいて、その議事録は既にいただいています。けれども、この10年間の検察改革の出発点が、あの村木さんの経験した事件にあったので、それを生の声でもう一度聴いて共有することが大事ではないかと考えております。

以上です。ありがとうございました。

○鎌田座長 ありがとうございました。

それでは、次に太田委員、お願いいたします。

○太田委員 太田でございます。

私からも、2枚ものでちょっとプリントを出させていただいています。申し上げたいことは、ほぼこれに尽きるんですが、若干補足して申し上げます。検察官の倫理については、もう書かせていただいたことにほぼ尽きるかと思えます。

それから、法務行政の透明化ということに関連してですけれども、これ、冒頭発言させていただいた点と重なりますが、過去の事案についての経緯等を論点とすべきという御意見があるようでありますけれども、過去の経緯ということに関しては、例えば、それこそ黒川氏の一連の事案の決定プロセスのような話、これまでも、国会で幾度となく取り上げられてきて、その度に政府から答弁がなされているものでして、それ以上の話が出てくるとも思われず、この場で論点にすることが生産的かどうかというのは、多分に疑問がございます。

また、人事の話についても、もう既に申し上げたところと重なりますけれども、人事の、特に人事配置の適否というのは、後から言うことはできますけれども、その決定プロセスがどうかということを、これが、一般に公表したり公の場での議論になじまないというのは、これももう官庁に限らず、民間企業を通じて、社会通念のようなものではないかなということも思いました。

それから、あと2点ほど申し上げます。

刑事司法制度の関連についても、ペーパーの方に書かせていただいたとおりで、この会議、タイトルが法務・検察行政刷新会議とありますように、司法制度そのものではなくて、飽くまでも行政の範ちゅうと私は理解しておりましたし、また、民間の出身の委員の方々もおられますので、刑事司法制度プロパーの話は、やはりそれにふさわしい場の方に譲るべきではないかなというのを、強く思っております。

それから、最後に1点だけ、マスコミの話がありましたけれども、私も警察に長いことお

りまして、報道機関とのお付き合いは多々ございますが、捜査機関と報道機関との関係、捜査機関が情報をリークして、マスコミがそれを報じて、世論を捜査機関に有利な方に誘導するという趣で捉えられている方もいらっしゃるようですが、決してそんなことはございません。やはり報道機関というのは独立の存在として、捜査機関との間には常時、相当な緊張関係がございますし、また、マスコミが取材をして何を報ずるかという点、そこはもう報道機関独自の判断というものが必ずあるわけでありまして。

この場で報道との関係というのを論議しますと、例えば、この委員の中に報道機関出身の方いらっしゃいませんので、どうなっても欠席裁判のような格好になってしまうのもいかなものかと思えますし、また、報道、取材の自由といった点との兼ね合いもありましょう。ちょっとこの構成の会議という場の論点というのは、不適當ではないかなということを感じましたので、以上、申し上げさせていただきます。

○鎌田座長 ありがとうございます。

次に、山本隆司委員、よろしいでしょうか。

○山本委員 それでは、私の方から申し上げます。

私の関心といいますか、申し上げたいことは、メモにも若干書きましたけれども、私の専門分野に関わることで、検察官の職務外の行為に対する規律の問題、それから、法務行政の意思決定プロセスの文書化、透明化の問題という、2点でございます。3については省略をいたします。

この二つに関しましては、いずれも一般的な、公務員一般に妥当する法的な枠組み、あるいは実務上の枠組みができていくという事情がございます。前者の職務外の行為に対する規律につきましては、先ほど詳細な説明がありましたように、国家公務員一般に適用される国家公務員法、国家公務員倫理法、国家公務員倫理規程に詳細な定めがあるところです。これは、一般的な枠組みですので、検察官に特有の事情がある場合に、何かこれに加えて考えるかという問題はもちろんです。職務、あるいは、更に言えば職位に応じた規律が必要かということがございます。

ただ、この場合に気を付けなくてはいけないのは、職務外の行為ということになりますと、個人の行為の規制になります。あるいは、私生活の規制ということになりますので、その点にはやはり慎重な考慮が必要になると思われまして。

先ほど、検察庁法の4条と、それから国家公務員倫理法の3条の規定について御指摘がございまして、これは、恐らく次回までに事務局の方でおまとめになるかと思いますが、倫理法の3条は、これは、国民全体の奉仕者という、御承知のとおり憲法15条に書かれている一般的な行動規範として、検察庁法の4条の公益の代表者というのは、これは、具体的な職務の内容です。すなわち、恐らく刑事に対比をして、例えば民事の分野などで検察官にも職務が、権限があるわけですが、それを指しているものでありまして、ちょっとそれは次元が違うのではないかと思います。すなわち、検察庁法4条の方が、高次というわけではないのではないかと思いますけれども、この点は、多分次回までにおまとめになると思います。

そのような事情がございますので、やはりその点は慎重に議論をすべきではないかと。むしろ、重点的には、こういった理念を法務省ないし検察において、具体的な体制としてどういうふうの実現をしているのか、研修の体制はどうなっているのか、報告の体制はどうなっ

ているのかといったようなことが、重要ではないかと思えます。

それから、第2点の意思決定プロセスの記録の問題でございますけれども、これに関しましても、やはり一般的な枠組みがございます。ここに書きましたように、公文書管理法を始めといたしまして、政府のガイドライン、方針等があるところです。これには、公文書管理委員会という独立の機関も関わっておりますので、この枠組み自体がどうかということまで議論することは、ここではやはり難しいのではないかと思います。

ただ、この中で、法務行政において具体的にどのような問題があり、あるいは、どのような課題があるのかということについて、材料を出していただいて議論をしていくと、こういった法律やガイドラインの理念が十分に実現をされているのか、あるいは今後実現するためにどうしたらいいのかという、より具体的なレベルで議論をすることが、生産的ではないかと思えます。

すみません、以上です。

○鎌田座長 ありがとうございます。

それでは、鵜瀬委員、次でよろしいでしょうか。

○鵜瀬委員 鵜瀬でございます。

資料を1枚出しておりますので、御覧いただければと思います。

3点ございまして、一つは、まずこの会議を運営して結論に至るまでの制約条件について確認させていただきたいと思えます。これは、事務局への確認でもありますけれども、この場の皆様方のある種の共通認識があった方がいいのではないかとということで、問題提起させていただきました。

例えば、どれぐらいの期間を使って議論をしていくのかとか、それから手法ですね。金指委員も紀藤委員も後藤委員も、それから今の山本隆司委員も、こういう情報が必要とか、根拠が必要とか、材料が必要とかいうようなことをおっしゃいました。すぐにある資料であれば出していただけるんだと思えますけれども、それを探したり、調べたり、あるいはヒアリングのお願いをしたりというようなことをやっている余裕というか、リソース、期間があるのかどうかと。それによって、検討対象の範囲とか深度とかが決まってくるのではないかと思います。

それから、2番目に問題点ですけれども、検討項目として、当初大臣から検察の綱紀肅正の話、それから行政の透明化の話、それから刑事手続の在り方の話と、こう三つの柱に分けて問題提起がありまして、今日の皆様の御発言も、それに即してポイントを指摘されています。これの中で、どこを具体的にしていくかという話を、これからするのだとは思えますけれども、私の感じですけれども、いずれの項目も、国民とか、あるいは社会が法務省、検察庁のやっていることに納得できないところがあるという問題だと考えています。細かく分けていかないで、どこが国民や社会の期待値とずれているのか、これから国民や社会にもっと納得していただくにはどうしたらいいかというような問題設定で、議論を進めるということをご提案したいと思います。

よくコンプライアンスの世界では、会社の常識は社会の非常識というようなことを言われますけれども、そのような性質の問題があるのではないかと、そういう視点で議論をしていけばというふうに考えております。もし個別の項目について議論するとしても、今回取り上げられている三つの分野に、ある程度コミュニケーション不全の問題が共通して

いるというような視点で見ていったらどうかと考えています。

そのためには、国民がどういうことを法務省や検察庁に期待しているのかというようなことを把握した方がいいと思うわけで、先ほど太田委員から御提案ありましたけれども、国会でいろいろ質疑されていると、そういう国会質疑でどのような点が問題とされて、それに対してどのような説明をして、また、それがどのような反応を呼んでいるのかというようなことを材料にするというのも、一つのやり方ではないかと思えます。もちろん、国会質疑だけではなくて、今までどのような広報活動をされてきたのかというようなことを、その過程でどのような質問や要望が寄せられてきたのかというようなことも見ていくと、国民との認識ギャップというのが、ある程度浮き彫りになるのかなと思っております。

先ほど来、皆様方の提案を見ていると、こうしたらいんじゃないかというような提言的なものをおっしゃっておりますので、私も、書いていたときには、ちょっと自分だけ先走っているのではないかと思ったんですけれども、ペーパーの3番に結論の方向性ということでもちょっと書かせていただいております。

私としては、コミュニケーションの改善を図るというようなことが、一つの結論の方向性になるのではないかと思っております。これは、一方通行のものではなくて、法務省や検察庁から国民や社会に向けて説明をする、説明が納得されるかどうか、されないかもしれないというときに、その反応を見ながら、またよりよい説明の仕方を工夫するとか、あるいは、その仕組みを少し直した方がいいとか、そういうふうに変更していくということになると思うんですけれども、コミュニケーションを改善することによって、問題が少し解決されていくのではないかと考えています。

その他いろいろ難しい問題も提案されておまして、かなり細かいお話もあったかと思うんですけれども、その実行に関しては、その内容によって必要な期間とか手段とかが変わってくるだろうと、そのように考えております。

以上でございます。

○鎌田座長 ありがとうございます。

ただいまの御発言の中に、事務局に対する問いかけもございましたので、事務局で説明できる部分については御説明をお願いします。

○保坂事務局 事務局の保坂でございます。

先ほど、この会議において、かけられるリソースや時間についてのお尋ね、確認がございましたが、本日、検討すべき具体的事項について御議論を頂きまして、項目が整理されていく中で、リソースや時間の必要性について、座長、副座長とも相談しながら、事務当局としては、できる限りのことをしてまいりたいとは考えておりますので、また改めて御検討させていただきます。

○鵜瀬委員 ありがとうございます、承知いたしました。

○鎌田座長 それでは、次に井上委員、お願いします。

○井上委員 井上でございます。

発言の要旨はペーパーで出しましたけれども、まず最初に、検察官の倫理の関係では、今回の、前検事長の賭けマージャンの問題は、これは大阪事件とはかなり違う性質のものではないかという点を述べております。大阪事件では、刑法犯として検挙された証拠の偽造とか犯人隠避の事件があったんですが、いずれも職務上の非行でありまして、行為者個人の資質

の問題に加えて、検察の組織運営上の問題と絡む一連の不祥事という大きな事件であったんです。

今回の検事長の事案は、これは、私生活における賭けマージャンという職務外の非行であると、これが本質であろうと思っております。加えまして、鶴濤委員から国民目線と離れているんじゃないかというような指摘がありましたが、そういう要素も非常に大きかった、このコロナのご時世に何やっているんだと、そのような性質のものであったと思います。

検察幹部の非行が検察に対する信頼を毀損したことは、これは重く受け止めて、検察全体で再発防止の誓いを新たにすることは大変大切であると思っておりますが、今回の事案をもって、個人的不祥事と捉えてはならないという御意見はあるんですけども、かといって、組織として検察一般の倫理の問題と捉えることについては、検察庁の現場の感覚、私、当時福岡の高検におったわけですが、現場の感覚としてちょっと違和感があるというのが、正直な感想でございます。検察官の不祥事であるからといって、大阪事件と並べて考えるというのではなくて、その事案に見合った善後策というものを検討していくべきかなと思っております。

2番目に、私生活領域における非行防止の方策の問題でございます。

私、地検の検事正、高検の検事長、各2か所、それから入管局の局長、それから最高検の監察指導部長などをやってまいりましたので、組織の運営とか職員の職務内外の非行防止、撲滅に努めてきたという経歴があるんですが、職員の職務外の非行をゼロにするということは、これはとても難しい問題でございます。これ、職場でのこととか職務上のことであれば、様々な対応の打ちようがあるんですけども、職場外の私生活上の非行については、本当に具体的な対応が難しいというのが実感でございます。このことは、ほかの組織の関係者においても、共感されることと思っております。

私生活上の非行であっても、もちろん組織の信用を失墜させるという意味では責任はあるんですけども、職務上の監督権は、私生活領域には基本的には及ばないと思われまので、そこに詳細な規制をかけることは、やはり慎重であるべきだと思っております。

このことは、公務員倫理法上で、例外的に一定の要件の下で限定的に私生活領域に及ぶ規制をかけておりますが、それを超える規制をかけることは慎重であるべきだと、そういう意味であります。

また、特に、近時はワーク・ライフ・バランスというものが非常に重視されておまして、私生活の充実というものがますます重要性を高めていますので、私生活領域の行動の規制というものは、この意味でも相当慎重に考えるべきでありまして、基本的には、本人の自覚に委ねて、その中で再発防止を図るべきであると思っております。そして、本人の自覚をしっかりとさせるために、どのような方策があるかということについては、この会議で様々な組織、団体における参考の取組などを紹介していただければ、その内容も踏まえて、法務、検察で研修の在り方も含めまして、再発防止策を真剣に検討していただければいいのではないかと、それがいいのではないかと思っております。

2番目で、法務行政の透明化でございますが、これは記載のとおりでございますので、時間の関係で省略します。

3番目に刑事手続の国際的な理解の点でございます。

一つ目に検察改革の進捗状況ということで、提言の履行状況という項目を作りまして、本日も当局から説明がございました。

私、正にこの10年間、検察の現場におきまして、検察改革を身をもって体験してきたわけではありますが、自画自賛だと言われるかもしれませんが、真面目な組織だなど、本当に真摯に一生懸命取り組んできたという実感があるのも、正直なところでございます。ただ、それが、改革のメニューが出そろってから、それをルーチンとして行っていく段階にもう既に入っておりますので、これがどのように定着しているかということを確認する意味はあると思います。

それから、提言の関係では、具体的な刑事手続の改正に関わる御提案が、本日も幾つかございましたけれども、これは、新時代の刑事手続とするための、録音・録画を含むパッケージとしての刑事訴訟法改正が行われて施行され、その改正法の附則で、3年後の見直しをすることになって、法曹関係者による準備的な検討が既に始まっているということでございますので、そこでは、恐らく法制審議会、又はこれに準ずる委員構成の体制の下で十分な調査、検討の時間も掛けて、しっかり行われると思いますので、基本的には刑事手続の議論はそちらに委ねるのが適当だと思います。

ただ、もう一つ、国際的な理解を深めるための情報発信につきましては、今回大いに取り上げるべきかなと思っております。

御承知のように、民事手続と異なって、刑事手続は、各国において大きな違いがございます。我が国の刑事手続は、独仏法のベースにアメリカ法が戦後接ぎ木されて、それを日本風にアレンジして運用してきたといういきさつがありまして、具体的に見れば、相当独自なものとなっているだろうと思います。そのため、全体像を正しく、手早く、国際的に理解してもらうことは、非常に難しい課題だと思います。

これ、逆に我々が外国の法制のことを考えると、法律レベルの調査はある程度できるんですけども、その運用の実態がどうかということまでは、なかなか分からないというのが実際でございます。そこで、往々にして、古いデータに基づいていたり、印象や評判で判断したりしがちだということは、我々も自戒すべきかなと思っております。

しかし、我が国の刑事手続は、実際この10年、15年でものすごく変わってきたところがあります。その変化も含めて、対外的に正確な理解を得るための努力は惜しむべきではないと考えていますので、どのような方策が適当かということにつきましては、会議で大いに議論していただきたいと思います。

以上です。

○鎌田座長 ありがとうございます。

ここで、まだ御発言になっていらっしゃらない方、お三方いらして、それらの方々に1人5分の発言時間を等しく保障すると、終了予定時刻をオーバーすることになりますので、意見交換の時間もなくなってしまいましたので、次回また引き続き意見交換をさせていただくとしても、終了時間が若干延びてしまうかもしれないということをお許しいただければと思います。よろしいでしょうか。

それでは、徐オブザーバー、よろしく願いいたします。

○徐オブザーバー オブザーバーの徐でございます。ありがとうございます。

ほかの委員の方々と違いまして、私、見出しだけになってしまうんですけども、口頭で補足させていただきます。

まず、私の意見に入る前に、今までの委員の方々の御意見を踏まえて、当初この会議、す

ごく議論がいろんなところに分散するんじゃないかという、心配だったり不安を抱いていたものがあつたんですけれども、意外に論点自体は、実はそろってきているんじゃないかなというところを、所感として抱いた次第です。

それを踏まえまして、私はオブザーバーとしての意見なんですけど、まず1点目として、法務省及び検察庁における人事体制についてというのを挙げさせていただきました。

本会議第1回において、富山委員からの御指摘もありましたし、また、本日篠塚委員からの御意見にもありましたが、個別具体的なケースに関する人事の妥当性といったものを踏み込みというよりは、むしろ法務省と検察庁という両組織におけるシステムとしての人事体制の在り方といったものが、検討できてもいいんじゃないかなと思います。

あるいは、両組織において、求められる人材像だったり能力、適性、組織が異なっているにも関わらず、その昇進ルートとして両組織が混合されているというのは、民間感覚からしてもかなり混乱を招くおそれがあるんじゃないかなと。また、今回、国民の疑念をいろいろ招いてしまったのは、政治に極めて近い方が検事総長になっていくといったような事案が、今後再発するかどうかというのは、このシステムがある限りは否定できないかなと思っていますので。

ただ、とはいえ、現行のシステムも、過去様々な工夫があつて積み重ねられてきた意思決定の結果かと思っています。ですので、純粋にここで悪しき慣習だと判断するのではなくて、むしろ法務省の方々だったり、検察庁の方々の御意見や、今のシステムのメリットや理由等も踏まえた上で、この議論をさせていただければなとは思っております。

第2なんですけれども、法務行政の透明性についてでございます。

この点は、鶴瀬委員と同じ問題意識なんですけど、今回、様々国民で疑念を生んでしまったのは、割とミスコミュニケーションによるところが多いと思っております。人事・綱紀肅正等についても、冒頭大臣が述べられていましたが、意思決定権者は私ですが、事務方の言うことを聞いていましたとか、あるいは、形式と実態が違うとか、そういった発言があつたことに対して、国民感覚とずれているところがあるんじゃないかとか、あるいは、民間企業でも代表取締役が全て把握しているわけじゃないが、ただし、重要事項については、やはり実質的に意思決定を行うんじゃないかとか、そういったところも踏まえて、現行のシステムだったり、現行の人事や綱紀肅正が一概に間違っているという立場で臨むのではなくて、むしろ、今あるシステムが、実は本当は妥当なもので、国民に対してしっかりとした情報提供が行われていないだけなのではないかと、そういった視点も含めて、人事や綱紀肅正の透明性をどう実現するかといったところが、委員の皆様と議論できればなと思っております。

最後に、文書作成や管理等の在り方についてでございますけれども、今回、一つ国民の中で議論になったのが、あるべき文書がなぜ口頭で決裁されているのかといったことが、過去に、上半期あつたかと思えます。これについても、恐らく省庁内においては、文書管理規則等であつたり決裁規程等で、適切な省庁内での決裁が行われたという認識ではあるとは思いますが、これが国民に理解されていないということで、多大な混乱を招いたのかなとも思っております。

その辺りで、今までの意思決定の仕組みがどうなっていて、また、これからどうあつていくのかというところを、未来志向で議論できればなと思っております。

私からは以上でございます。

○鎌田座長 ありがとうございます。

ちなみに、委員とオブザーバーという区別がなされておりますけれども、発言権については全く対等であるという前提でおりますので、今後とも自由に御発言を頂ければと思います。

○徐オブザーバー ありがとうございます。

○鎌田座長 それでは、次に、紀藤副座長。

○紀藤副座長 時間が限られているので、手短かに言いますが、資料の中についている「議題」で、私が書いたことをそのまま読むと時間が掛かりますので、簡単にかいつまんでお話をします。

先ほど、委員からずっと続いていましたが、結局、検察庁、法務省がやはり国民の批判があったときに、それをどう受け止めるかという問題は、非常に大きいと思っております。つまり、批判を否定的に捉えるんじゃなくて、批判は前向きに捉えて、それを刷新とか改善に向けて、自分たちの組織を改革していくと、そういう発想で処理をしていただくことが、とても大事じゃないかなと、そういう視点でこの問題を考えるべきだと思います。

それから、いろいろ、第1、第2、第3という柱がありますけれども、それは書いたとおりなんで、読んでいただければお分かりになると思うんですけども、私としては、検察官が、また同じ法曹として日頃から努力されていることは、十分に理解してはいるんですね。ですけども、場合によって、やはり国民から批判を浴びる場合が時にあるということに関して、そのプロセスを明確に透明化していくということで、批判を前向きに捉えて、改善して努力していくことはとても重要で、結局、個々の検察官で努力しても、なかなか組織のことについては是正できないことが幾つもあるわけでしょうから、この会議の使命というのは、個々の検察官の努力では是正不可能な問題点について、指摘していくことだろうというふうに思っています。それは、検察官や法務省の倫理しかり、文書管理の方法しかり、捜査を含めた刑事手続の問題もしかりだと思います。

法務・検察庁は、やはり自分たちに痛い意見ほど、かえって聞く耳を持っていただきたいと思えます。そして、大事にしていきたいと思っております。批判というものに耳を傾けない組織というのは、早晚崩壊するとか、批判して全面的に改組されるとか、そういうことになることは、歴史の示すとおりになんですけれども、私は、検察は、皆さん口々に言っていますけれども、検察の独立が司法の一部を担う者としてとても重要で、先ほど公益の代表者という議論はしましたけれども、公益の代表者になるような立場の人が、倫理規範が同じなのかどうかは、やはりちょっと議論しないといけないことなのかもしれません。

一つだけ資料を説明していただきますと、資料の2-4に、今日、弁護士法が配られていると思います。それで弁護士法の、六三分の二七の56条というのを見ていただければいいと思いますけれども、弁護士は、ここに書いてあるとおり懲戒を受けるんですけども、3行目に、「その他職務の内外を問わずその品位を失うべき非行があったときは、懲戒を受ける」と書いてあって、職務の内外を問わないんですね。これは、弁護士というのはそもそも、私益業を担う一事業者なんですけれども、なぜ内外を問わず品位を失うべき非行があったときは懲戒を受けるかということは、正に司法を担う一員として、何らかの社会正義性があると、弁護士法1条とかを見ていただければいいと思うんですけども、検察庁法とは違う規定の仕方がされていて、検察庁法で議論しておかないといけないのは、やはり公益の代表者だと、私は考えていますし、それはよく言われることだと思います。

ですので、そこも踏まえて、内外の外が検察の理念に定められていないこと、それから、先ほど指摘しましたけれども、法務員職員規程の中に利害関係人の規定が狭すぎないかということは、やはり考えていかないといけないんじゃないかなと思っております。

以上です。

○鎌田座長 ありがとうございます。

それでは、山本和彦副座長、お願いいたします。

○山本副座長 私自身は、副座長として鎌田座長をお支えする立場でありますので、本日は、基本的には委員の皆様方の御意見をお伺いしたいということでございます。

ただ、せっかく発言の機会を与えていただきましたので、個々の論点というよりは、検討すべき事項を考える、あるいは整理するに当たって、留意が必要だと思われる観点に絞って、若干のことを述べさせていただきたいと思っております。

まず第一に、これは既に何人かの委員が御指摘になったところではありますが、この会議自体は、いわゆる第三者委員会のような調査権限を持っているものではなくて、外部の有識者が集まって、よりよい法務、検察行政の在り方を、大臣のお言葉を借りれば、未来志向の観点から議論、検討して、法務大臣に提言するというを目的としているものと理解しています。そうした位置付けからすると、この会議で、例えば、新たに過去の事実関係を調査、解明したりとか、あるいは、一定の法律の解釈の当否を判断したりということが、そもそもできるのかということについては、疑問があるように思います。また、仮にそうしたことをやったとしても、その得られた結論が正しいことを、どうやって担保できるのかということにも、疑問があるように思います。そういう何人かの委員の御指摘に、私も共感しているということでもあります。

それから、もう一つは、今回のこの会議の発足の経緯からすると、元検事長の賭けマージャン等の事案が、国民の法務・検察に対する信頼を損ねたというところから出発した、立ち上がった会議体であるということからすると、国民の法務・検察に対する信頼を回復するという観点から、ある程度スピード感を持って議論を進めていくということが求められているのではないかと考えております。もちろん、拙速になってはいけないわけではありますが、今回の検討の端緒となった問題と関係が薄いような事項にまで、この際だからということで、過度に議論の戦線を広げていくということには、やはり慎重であるべきではないかと考えて、その結果として、時間が掛かりすぎるということになってはならないのではないかと考えております。

そういう観点から、例えば、ヒアリング等についても、これはもちろん、必要があれば必要な範囲でやるべきだとは思いますが、それほど多人数、多くの方々からヒアリングをするということではなくて、今後の論点整理も踏まえて、この会議の具体的な検討事項について、こういう方向性というものが見えた後、その検討事項との関係に絞り込んだ形で、ヒアリングの具体的な必要性を検討し、ヒアリングの項目や対象者等について検討をしていくというような方向性が、相当なのではないかと考えている次第であります。

以上、本会議で検討すべき具体的な論点を議論して絞り込んでいくに当たっての留意点ということについて、私が考えていることをお話をさせていただきました。

○鎌田座長 ありがとうございます。

一応、皆さんの御意見をお伺いしたつもりですけれども、どうしても一言、この機会にお

っしやりたい方いらっしやいましたら、一、二分補足の発言を、よろしいですか。

いずれにしても、十分には意を尽くされていらっしやらないと思いますので、次回以降にまた、この意見を述べる、あるいは他の意見に対する批判、反論という希望もお持ちだろうと思いますので、そういう機会を設けたいと考えております。

本日、大変様々な、そして極めて有益な御意見を頂戴をいたしました。全く逆の意見もあるわけですから、今後の進め方を考えていく上では、本日頂戴した御意見を一度整理させていただいて、副座長、事務局とも相談して、次のステップにどのような形で進んでいくかと、どういう論点にどのようなアプローチをすることが妥当なのかということについて、少しずつになるかもしれませんが、御提案をさせていただいて、御了解いただいた形で、この先進めていきたいと考えております。

なお、本日の議事につきましては、特に公表に適さない内容はないと判断いたしますので、発言者名を明らかにした議事録を作成し、前回同様法務省ホームページ上で公表することとさせていただきます。それから、先ほど申し上げましたように、配布資料についても、同様にホームページ上で公表をさせていただくことにいたしますので、御了解いただければと思います。よろしく願いいたします。

では、次回の会議の予定につきまして、事務局から説明をしてもらいます。

○保坂事務局 事務局の保坂でございます。

事前に皆様の御予定を照会させていただきました。一部御都合のつかない方には、恐縮ではございますが、次回、第3回の会議につきましては、本年8月27日木曜日の午後1時から開催することを予定させていただいております。

次回会議の方式等につきましては、追って事務局から御連絡をさせていただきます。

以上です。

○鎌田座長 ありがとうございます。

それでは、本日はこれにて閉会とさせていただきます。

長時間にわたりまして熱心な御議論、大変ありがとうございました。